

## 『各国人口増殖並に母子保健施設』

屋代周二 [著]

山雅房刊／1942年11月／菊判／399頁／図書番号0D-0220

---

本書は、1930年代から第2次世界大戦期に、欧米各国の産婦人科施設を視察した医学博士、屋代周二が執筆した。第一章では、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカの産婦人科施設を紹介するが、冒頭、「産婦人科の手技なり機構なりには、国により、所により、非常な差異、特色が在る」として、現地で「見聞した儘を全く客観的に記載し、読者自身に長短優劣を按じて頂こう」と、執筆の立場を説明する。

ドイツには貧困家庭の妊婦に病棟内の雑役を行わせる代わりに食事や分娩費用を無料とする「妊婦預り制度」を探る大学病院があり、著者は「経済力は恐ろしく窮乏しているらしい」と見る。イギリスには家庭で分娩する際に、助産婦だけでなく産婦人科医や麻酔科医も立ち会う場合がある。フランスには、普通分娩は助産婦、出産後は看護婦と役割分担する産院がある。アメリカでは「麻酔器を使う所にはメインタンクから瓦斯の配管があり一々ポンベを持出す必要がない」と、最新設備に感嘆する。

第二章では、欧米8カ国の優生断種制度を紹介する。断種の目的を医学的、社会的、優生的の3別し、優生的断種には自由と強制があるとする。ナチス・ドイツが1933(昭和8)年に発布した「遺伝病子孫防止法」は、瞬く間にイギリス、フランスを含む世界各国に広がり、日本でも1940年に国民優生法が制定された。著者はこれを「同慶に堪えない」と称賛する。

第三章では、欧米15カ国の人口増殖政策を紹介する。フランスには「未婚の母親は妊娠権を通じて総ての保護と救済を受け、最初の二ヶ年間は子供の養育に対して扶助」の制度があり、イタリアではファシスト政府が「国家的母子保護事業」が進めて、「乳児の死亡率は減少し、性病数及び死産数も減少した」とする。

第四章では、家庭分娩と施設分娩時の母体死亡率を分析する。著者は、施設分娩は「或る種の随伴症のある分娩例」や「不潔と見ゆる住居を有する婦人達」に有効とするが、「科学及び実際の経験」によれば、「家庭分娩の方が無条件に優っている」と述べる。

第五章では、ドイツ、フランス、アメリカの人乳集配事業を紹介する。乳児、特に病弱乳児には母乳が必要不可欠だが、「乳汁分泌過多」や不足で悩む母親がいる。このため、「有無相通ずる媒を営むべき機関」の設置は、社会事業として意義があるとする。

日本にはこのような施設がないため、著者は「特に此の方面に興味を感じた」と述べる。

第六章では、欧州8カ国の助産婦の養成方法を紹介する。ドイツには世界で最も進んだ助産婦組織があり、「ナチス進軍に対する重要な有機的一翼」を担っている。その教育内容は「国家意識の鼓吹と肉体の鍛錬が特に顧慮される」と報告している。

第七章は、欧州6カ国の母子保健施設を紹介する。なかでもフランスは、工場主に対して「産婦出産前後八週間の休養に対して失職保護を与え」たり、「分娩後一定の休養期間を規定」するなど、「児童母性保護事業の開拓者である」と高く評価する。

(柳原裕彦・市政専門図書館司書主幹)